

地域経済活性化に資する 地方分権改革のあり方

地域経済活性化の必要性

国内GDPの7割を占める地域経済はイノベーションを通じて成長する余地がある。農業では先端技術を駆使することで大幅な成長が見込める。観光分野では拡大する訪日インバウンド需要を取り込むことで、新たな消費が生まれる。地域資源を活用した基盤となる産業を振興し、その集積・育成を図れば、地域への人の流れが生まれ、新たなイノベーション創出も期待できる。

一方、こうした潜在力を遺憾なく発揮し得る行政システムが整備されているかといえば、いささか心もとないのが実情である。また、政府における地方創生への取り組みも5年が経過したが、十分な成果が得られているとは言い難い。地域経済を取り巻く環境が大きく変化しているなか、地域の多様性を認め、より自由な地域経営を可能とする制度・体制へ

と変革すれば、社会課題を乗り越えてさらなる発展が可能となり、わが国経済の持続的な成長へとつながっていく。

経団連では、政府における第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定を機に、政府において重点的に取り組むべき制度改革、とりわけ地方分権改革のあり方について提言「地域経済活性化に資する地方分権改革のあり方」を取りまとめた。以下、主要なポイントについて紹介したい。

政府の「地方創生」における課題

まず政府の「地方創生」にかかわるこれまでの取り組みについて、大きく3点の課題があると指摘している。

第1は地方分権・広域連携の視点についてである。地域の特性に基づいた施策を進めるには、地方分権改革により、地域が自立性・主体性を発揮できる体制・制度を整備するこ

審議員会議長／地域経済活性化委員長／野村ホールディングス会長

古賀信行

こが のぶゆき



地域経済活性化委員長
近鉄グループホールディングス会長

小林哲也

こばやし てつや



審議員会副議長
地域経済活性化委員長
第一会長

浅野邦子

あさの くニコ



とが重要である。しかしながら、現状は地域が求める施策・発意を体现できる段階までには至っていない。例えば、各自治体からそれぞれが抱える課題等を解決するための提案を

募集し、その実現を図る「提案募集方式」にしても、多くが個別事務の改善にとどまっております。分権改革の推進力とまでは言い難い。

第2は政府の施策の妥当性・有効性についてである。本来国が進める施策・KPIについては、その効果や妥当性・有効性の検証のもとで実施されるべきである。しかしながら、例えば、成果指標の手段にすぎない「計画の策定数」がKPIとして設定されるなど、施策とKPIとの関係性を十分に検証したのか疑わしいものが散見されている。

第3は政府における推進体制についてである。地域が抱える課題は様ではないなか、自主的な地域経営を促すためには、地域特性に応じてきめ細かく施策を展開する必要がある。それにもかかわらず、現状は中央省庁が用意したパッケージを各自自治体を選択し、国が認定する仕組みであるため、地域の主体性が発揮しにくくなっている。加えて、その推進体制が中央集権的であるうえ、政府内の組織が一元化されておらず、縦割り運営のため、相互の施策の一貫性・整合性を確保するのが困難である。

地域独自の経営を後押しする 4つの改革

こうした課題を克服し、地域自らが自立的・持続的に、創意工夫を凝らした独自の経営を行える体制を構築するため、政府に対して以下の4点を訴えている。

①分権改革の徹底、権限・財源・人材の移譲
必要な権限・財源・人材が確保されなければ、

主体性を持った独自の地域経営がおぼつかない。地域の実情に沿った施策を展開できるように、各自自治体が求める権限は原則すべて移譲すべきとした。また、施策の実行にあたり必要となる財源確保に関しても、歳出抑制策に取り組むとともに、国として地方が行政上の役割を果たすうえで必要な財源を確保しつつ、地方創生推進交付金の運用の弾力化等が必要とした。さらに、地方創生人材支援制度の拡充等、地域経営を担う人材の確保方策についても言及した。

②国家戦略特区制度の見直し

国家戦略特区はその地域特有の課題を解決し、活性化を図るうえでも有効である。しかし現行制度では、区域内で活用できる規制の特例措置は法律により規定され、区域も国が指定する仕組みとなっており、地域が抱える課題への対応も後手に回ってしまうなど、きめ細かな対応ができていない。

そこで、各地域の特性・特色に応じた取り組みをスピーディーかつ全面的に実現できるように、区域の追加指定や特例措置の全国展開をさらに進めるとともに、特区の認定制を届け出制とする、特例措置の内容も法では包括的な規定にとどめるなど、制度の柔軟性・利便性向上を図るべきとした。

③広域連携の推進

経済活動の広域化が進む一方、個々の自治体だけでは解決できない行政課題への対応も求められており、地域においても現行の行政単位を超えて広域で連携し、経済圏域を軸としながらビジョン・戦略を策定していく必要

がある。

広域連携には、自治体ごとの業務プロセスの標準化が不可欠なことから、デジタル・ガバメントの実現を推進したうえで、総務省、まち・ひと・しごと創生本部等が個々に推進する地域ごとの構想・戦略の策定について、圏域での一体的な推進・運用を図るべきだとした。

④地域の主体性発揮につながる推進体制の整備

地域経営は住民をはじめ、自治体や経済界など地域の担い手が主体となって取り組むものであり、国はそのサポート役に徹するのが原則である。しかし現状は、中央集権的な手法が取られ、その推進主体もまち・ひと・しごと創生本部、地方分権推進室、地方制度調査会などと細分化され、責任の所在がわかりにくい。こうした国の機関等については、整理・廃止も含め、その機能の一元化・統合化を図る必要があるとした。

地方分権改革の推進に向けて

地域経済の活性化を図るうえで、地方分権改革の推進は待ったなしの課題である。すでに兵庫県養父市や千葉県千葉市、岩手県紫波町をはじめ、地域課題の解決に向け意欲的に取り組む自治体がある。早期に実効性のある施策を政府が展開すれば、各自自治体の取り組みの波及効果はより大きなものとなる。政府による今後の取り組みに期待するとともに、経済界においても、地域経済活性化の実現に引き続き貢献していく。